

平成27年1月8日

放送受信契約の未契約事業所への訴訟予告通知の発送について

本日、受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけない事業所2件（本社 北海道1件、高知県1件）に対し、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 北海道の事業所については平成26年11月20日に、また高知県の事業所については26年11月26日に、それぞれこれ以上営業現場での対応を重ねても自発的に契約をいただくことが困難と判断し、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更して、さらに対応を重ねてまいりましたが、どうしてもご理解いただけなかったため、民事訴訟の提起を予告する通知を発送しました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

【未契約事業所をめぐる全国の対応状況】

これまで今回の2件を含む合計39件の未契約事業所について、対応窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し対応しました。当件を除く37件のうち、34件については円満に受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただき、3件は、現在、訴訟係属中となっています。